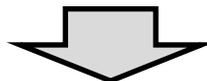


「災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視」（中間報告）

調査の背景、目的等

- 首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な人的・物的被害が想定。災害時に初動対応等を迅速・的確に行うためには、国の業務継続性の確保が必要
- 東日本大震災の際には、首都圏で約515万人の帰宅困難者が発生。大規模災害時には、大都市圏で多数の帰宅困難者の発生が予想され、国の庁舎においても帰宅困難者を受け入れることが想定
- 政府BCP(※)では、各府省は、非常時優先業務等の実施に必要な食料、飲料水等について、参集要員の1週間分、参集要員以外の職員等の3日分程度備蓄すること、非常時優先業務等の継続に支障のない範囲内で帰宅困難者を受け入れることと規定
※ 政府業務継続計画(首都直下地震対策)(平成26年3月28日閣議決定)
- 災害時における国の業務継続性の確保や、帰宅困難者の発生による混乱等の防止を図る観点から、各府省における非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況、帰宅困難者等の受入対策の実施状況等を調査。現在、本府省及び地方支分部局を対象に調査を実施中



- 現段階における本府省の調査結果では、府省により取組に差がみられるものあり
⇒ これらの概要を中間的に公表。各府省において、新年度の業務計画、予算執行計画等に反映させるなど、災害時に必要な物資の備蓄や帰宅困難者の受入対策に係る取組に活用していただくことを期待
- 今後、これらを詳細に精査するとともに、地方支分部局の調査結果と合わせて取りまとめ、公表する予定

現段階における本府省の調査結果の概要(速報)

1 各府省における非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況

食料、飲料水、簡易トイレ：備蓄量が政府BCPの規定(※1)を満たしている府省はそれぞれ約3割～4割(※2)
毛布：各府省が設定した目標量又は全職員数分を備蓄している府省は約5割(※2)

※1 参集要員の1週間分、参集要員以外の3日分

※2 H26.12.1時点。26年度末までの調達予定を含めると、約1～2割増加

H26.12.1時点の備蓄状況

食料

- 目標量を備蓄 9/24府省 ⇒ うち政府BCPの規定を充足 7/24府省
- 目標量未満 15/24府省 ⇒ 目標量を満たす予定時期 H26年度：3府省、27年度又は28年度：10府省、未定：2府省

飲料水

- 目標量を備蓄 12/24府省 ⇒ うち政府BCPの規定を充足 9/24府省
- 目標量未満 12/24府省 ⇒ 目標量を満たす予定時期 H26年度：3府省、27年度又は28年度：8府省、未定：1府省

簡易
トイレ

- 目標量を備蓄 10/24府省 ⇒ うち政府BCPの規定を充足 9/24府省
- 目標量未満 14/24府省 ⇒ 目標量を満たす予定時期 H26年度：5府省、27年度又は28年度：8府省、未定：1府省

毛布

- 目標量を備蓄 10/24府省 <目標量を設定：19/24府省>
- 目標量は定めていないが、全職員数分を備蓄 3/24府省
- 目標量未満 9/24府省 ⇒ 目標量を満たす予定時期 H26年度：3府省、27年度又は28年度：5府省、未定：1府省

※ 目標量は各府省がそれぞれ設定しているが(H26.12.1時点)、政府BCPの規定を満たしていないものについては、政府BCPに合わせて修正する予定である。

2 各府省における帰宅困難者の受入対策の実施状況

受入場所(一時滞在施設)を業務継続計画等において定めている府省：約5割(7/13府省)

受入場所の運営方法を定めた対応マニュアル等を策定している府省：約3割(4/13府省)

帰宅困難者用の食料、飲料水、簡易トイレ、毛布について、各府省が設定した目標量を備蓄している府省：
約7割～8割

※ 庁舎管理を行っている13府省におけるH26.12.1時点の状況

帰宅困難者用の物資の備蓄状況(H26.12.1時点)

食料

- 目標量を備蓄 9/13府省
- 目標量未満 4/13府省 ⇒ 目標量を満たす予定時期 H27年度:2府省、未定:2府省

飲料水

- 目標量を備蓄 10/13府省
- 目標量未満 3/13府省 ⇒ 目標量を満たす予定時期 H27年度:2府省、未定:1府省

簡易トイレ

- 目標量を備蓄 11/13府省
- 目標量未満 2/13府省 ⇒ 目標量を満たす予定時期 H26年度:1府省、27年度:1府省

毛布

- 目標量を備蓄 9/13府省
- 目標量は定めていないが、受入想定人数分を備蓄 1/13府省
- 目標量未満 3/13府省 ⇒ 目標量を満たす予定時期 H27年度:2府省、未定:1府省

※ 目標量：食料、飲料水、簡易トイレは3日分(11府省)又は1日分(2府省)、毛布は1人1枚

各府省における非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況

府省名	食料、飲料水、簡易トイレ					毛布	
	目標量		備蓄量(H26.12.1時点)の 目標量充足状況又は充足見込み			目標量	備蓄量(H26.12.1時点)の目標量充足 状況又は充足見 込み
	参集要員	参集要員 以外	食料	飲料水	簡易トイレ		
内閣府	7日分	3日分	H27年度	H27年度	H27年度	1人1枚	H26年度
宮内庁	7日分	3日分	H27年度	H27年度	H28年度	1人1枚	H27年度
公正取引委員会	7日分		未定	未定	未定	1人1枚	◎
国家公安委員会(警察庁)	9日分	6日分	H27年度	◎	◎	定めていない	-
特定個人情報保護委員会	3日分		○	○	H26年度	定めていない	○
金融庁	7日分	3日分	H27年度	H27年度	H27年度	1人1枚	H27年度
消費者庁	7日分	3日分	H27年度	H27年度	H27年度	1人1枚	H27年度
復興庁	3日分		H28年度	H28年度	H28年度	1人2枚	H28年度
総務省	7日分	3日分	H27年度	H27年度	◎	1人1枚	H27年度
消防庁	7日分	-	H27年度	H27年度	◎	全職員の半数程度	◎
法務省	7日分	3日分	◎	◎	◎	1人1枚	◎
外務省	3日分		○	○	H26年度	1人1枚	未定
財務省	7日分	3日分	H26年度	◎	◎	1人1枚	H26年度
国税庁	7日分	3日分	H27年度	◎	H27年度	1人1枚	◎
文部科学省	7日分	3日分	◎	◎	◎	1人1枚	◎
厚生労働省	7日分	3日分	◎	H26年度	H26年度	定めていない	○
農林水産省	7日分	3日分	◎	◎	◎	1人1枚	◎
経済産業省	7日分	3日分	◎	◎	◎	1人1枚	◎
国土交通省	7日分		H28年度	◎	H28年度	1人1枚	◎
気象庁	7日分	3日分	◎	◎	◎	1人1枚	◎
海上保安庁	7日分	3日分	◎	H28年度	H28年度	3人当たり1枚	◎
環境省	7日分	3日分	H26年度	H26年度	H26年度	定めていない	-
原子力規制委員会	7日分	3日分	H26年度	H26年度	H26年度	1人1枚	H26年度
防衛省	3日分		未定	○	○	定めていない	○

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 平成26年12月1日時点の状況である。
3 食料、飲料水、簡易トイレの「備蓄量(H26.12.1時点)の目標量充足状況又は充足見込み」欄は、平成26年12月1日時点の備蓄量が目標量を満たしている場合「○」、そのうち政府業務継続計画(首都直下地震対策)(平成26年3月28日閣議決定)の規定(参集要員の7日分、参集要員以外の3日分)を満たしている場合「◎」、目標量未満の場合、目標量を満たす予定年度(具体的に定められていない場合は「未定」)を記載した。
4 毛布の「備蓄量(H26.12.1時点)の目標量充足状況又は充足見込み」欄は、平成26年12月1日時点の備蓄量が目標量を満たしている場合「◎」、目標量は定めていないが全職員数分を備蓄している場合「○」、目標量未満の場合、目標量を満たす予定年度(具体的に定められていない場合は「未定」)を記載した。
5 目標量未満のものうち、公正取引委員会の食料及び簡易トイレ、国家公安委員会(警察庁)の食料の備蓄量は、政府業務継続計画(首都直下地震対策)の規定を満たしている。なお、国土交通省の食料及び簡易トイレの備蓄量は、平成26年度末までに政府業務継続計画(首都直下地震対策)の規定を満たす予定。
6 平成26年12月1日時点で、上記4品目について、備蓄が全く行われていない府省はない。

各府省における帰宅困難者の受入対策の実施状況

府省名	庁舎名	BCP等における受入場所の記載	対応マニュアル	帰宅困難者用の物資の備蓄状況					
				目標量	食料、飲料水、簡易トイレ			毛布	
					備蓄量(H26.12.1時点)の目標量充足状況又は充足見込み			目標量	備蓄量(H26.12.1時点)の目標量充足状況又は充足見込み
食料	飲料水	簡易トイレ							
内閣府	中央合同庁舎8号館	×	×	3日分	○	○	○	1人1枚	○
宮内庁	単独庁舎	×	×	3日分	H27年度	H27年度	H27年度	1人1枚	H27年度
総務省	中央合同庁舎2号館	×	×	3日分	H27年度	H27年度	○	1人1枚	H27年度
法務省	中央合同庁舎6号館	○	○	3日分	○	○	○	1人1枚	○
外務省	単独庁舎	○	×	3日分	未定	未定	H26年度	1人1枚	未定
財務省	単独庁舎	○	○	3日分	○	○	○	1人1枚	○
文部科学省	中央合同庁舎7号館	×	×	3日分	○	○	○	1人1枚	○
厚生労働省	中央合同庁舎5号館	×	×	3日分	○	○	○	1人1枚	○
農林水産省	単独庁舎	○	○	1日分	○	○	○	1人1枚	○
経済産業省	単独庁舎	○	○	3日分	○	○	○	1人1枚	○
国土交通省	中央合同庁舎3号館	×	×	3日分	○	○	○	1人1枚	○
気象庁	単独庁舎	○	×	3日分	○	○	○	1人1枚	○
防衛省	単独庁舎	○	×	1日分	未定	○	○	定めていない	(注)6

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 庁舎管理を行っている13府省における平成26年12月1日時点の状況である。
 3 「BCP等における受入場所の記載」欄は、業務継続計画等において、帰宅困難者の受入場所を定めている（明記している）場合「○」、定めていない（明記していない）場合「×」を付した。なお、業務継続計画等において受入場所を定めていない府省においても、庁舎内の帰宅困難者（発災時に庁舎に来訪していた者）を受け入れることについては、業務継続計画において定めている。
 4 「対応マニュアル」欄は、帰宅困難者の受入場所の運営方法を定めた対応マニュアル等を策定している場合「○」、策定していない場合「×」を付した。
 5 「備蓄量（H26.12.1時点）の目標量充足状況又は充足見込み」欄は、平成26年12月1日時点で備蓄量が目標量を満たしている場合「○」、目標量未満の場合、目標量を満たす予定年度（具体的に定められていない場合は「未定」）を記載した。
 6 防衛省は、毛布については、目標量を定めていないが、受入想定人数分を備蓄している。

法令等における業務継続計画の策定等に係る規定

災害対策基本法
(S36年法律第223号)

防災基本計画 (H26. 1 中央防災会議)
・ 国は業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る

首都直下地震対策
特別措置法
(H25年法律第88号)

○首都直下地震緊急対策推進基本計画 (H26. 3. 28 閣議決定)
・ 各府省等は業務継続計画を作成
○政府業務継続計画(首都直下地震対策) (H26. 3. 28 閣議決定)
・ 各府省等は業務継続計画を作成
・ 各府省等は参集要員の1週間分、それ以外の職員の3日分の食料、飲料水等を備蓄

南海トラフ法
(H14年法律第92号)
※H25. 11に東南海・南海法を改正

南海トラフ地震防災対策推進基本計画 (H26. 3 中央防災会議)
・ 国は業務継続計画を策定し、業務継続性を確保

大規模地震
防災・減災
対策大綱
(H26. 3 中央
防災会議)
・ 国は業務継続計画を策定し、業務継続性を確保

帰宅困難者の受入れに係る規定

帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保について

- 防災基本計画 (H26. 1 中央防災会議)
・ 国は滞在場所の確保等を推進
- 大規模地震防災・減災対策大綱 (H26. 3 中央防災会議)
・ 国は一時滞在施設の確保等を進める

帰宅困難者の受入れについて

- 政府業務継続計画(首都直下地震対策) (H26. 3. 28 閣議決定)
・ 各府省等は、非常時優先業務等の継続に支障のない範囲内で、庁舎内の一時滞在施設において帰宅困難者を受け入れ、業務継続計画において、受入可能な人数、受け入れる一時滞在施設、当該施設の運営方法等を定める
- 一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン (H24. 9. 10 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会)
・ 国が所有・管理する施設について、市区町村又は都県からの要請を受け、又は自主的に帰宅困難者を受け入れる

帰宅困難者の受入れに関するマニュアル等の作成

- 官庁施設における帰宅困難者対応マニュアル作成の留意事項 (H24. 1 国交省大臣官房官庁営繕部)
・ 官庁施設で帰宅困難者を受け入れる場合の速やかな対応を可能とするため、事前に対応マニュアル作成を検討しておくことが望ましい
- 中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針(第2次) (H24. 5. 29 首都直下地震対策局長級会議申合せ)
・ 庁舎管理を行う府省庁においては、帰宅困難者等の円滑な受入れに向けて、受入・滞在場所や誘導體制等について、マニュアルを作成する等、あらかじめ定めておく
- 一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン
・ 施設管理者は、帰宅困難者等の受入れに係る運営計画又は防災計画をあらかじめ作成。これらに、受入場所、受入定員、運営要員の確保等を定めておくことが必要

(注) 関係法令等に基づき当省が作成した。

○ 政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定）〈抜粋〉

第 2 章 政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

第 1 節 首都直下地震発生時における対応

8 帰宅困難者の受入れ

各府省等は、駅周辺や路上に帰宅困難者が多数発生することにより社会的な混乱が生ずることを回避するため、第 2 節 2（5）に基づき省庁業務継続計画に定めたところにより、非常時優先業務及び管理事務の継続に支障のない範囲内で、庁舎内の一時滞在施設において帰宅困難者を受け入れる。

第 2 節 政府の業務継続への備え

2 執行体制

(5) 帰宅困難者の受入れ体制

各府省等は、首都直下地震が通常の勤務時間に発生し、多数の帰宅困難者が発生する事態に備え、非常時優先業務及び管理事務の実施に支障のない範囲内で、省庁業務継続計画において、受入れ可能な帰宅困難者の人数、受け入れる一時滞在施設、当該施設の運営方法等を定めるものとする。

3 執務環境

(4) 物資の備蓄

各府省等は、首都直下地震発生時に、参集要員を始めとする職員が非常時優先業務又は管理事務を実施するために必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないように、その庁舎等において、参集要員の 1 週間分及び参集要員以外の職員等の 3 日分程度の物資を備蓄するものとする。（後略）

(注) 下線は当省が付した。